

平成 24 年 11 月 20 日

浪江町 産業・賠償対策課 御中

東京電力株式会社
福島補償相談センター



浪江町住民説明会（H24. 10. 26 会津大学）における
質問事項に対するご回答について

このたびの福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所における事故により、被害をうけられた浪江町の皆さまはもとより、広く社会の皆さまにご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心より深くお詫び申し上げます。

過日開催されました浪江町住民説明会でのご質問につきまして、以下のとおりご回答させていただきます。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【ご質問事項】

一時立入の際は、交通費だけでなく宿泊費も請求可能であると聞いているが、一時立入以外に、例えば、不動産探しのための交通費や宿泊費を請求できるか教えて欲しい。これから雪の季節となり、会津地方から浪江町や南相馬方面には泊まらなければ行くことができない。個別に事情をお伺いすると言われるが、泊まってから駄目と言われても困る。

【ご回答】

一時立入の際の宿泊費につきましては、避難場所が遠方のため移動距離が長い、あるいは降積雪等の天候状況により日帰りで立ち入ることが困難な場合等において、移動途中にて宿泊された際の領収書を添付いただくことにより、宿泊費をご請求いただけます。

なお、宿泊費が1泊あたり8,000円を超える場合につきましては、具体的なご事情を確認させていただいた上で対応させていただきます。

避難等対象区域内において、避難先の物件等を探される際の交通費・宿泊費につきましては、具体的なご事情を請求書の「その他の項目」欄にご記載いただければ、対応をさせていただきます。なお、ご請求にあたっては、宿泊された際の領収書の添付が必要となります。

以上